「財政状況等一覧表」の見方

この一覧表は、南砺市の特別会計を含む財政状況及び関連する一部事務組合、第三セクター等の財政状況等を一覧表としたものです。

○共通的事項

(1) 本一覧表には、平成20年度の決算に基づく数値を記入しています。

(2) 各数値は、特に断りのない限り、百万円単位で記入しています。

(3) 各数値について、該当がない場合は「－」、十万円単位での四捨五入で百万円単位にしたとき数値が０となる場合は「0」と記入しています。

(4) 各数値は、特段の指示がある場合を除き、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定するために作成した算定様式（以下「算定様式」といいます。）に記載した数値を記入しています。

○「１　一般会計等の財政状況」について

(1) 本表には、一般会計等に属する会計の財政状況について記載しています。

> **※「一般会計等」とは**
>
> 地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。これは、地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲ですが、地方財政統計で行っているいわゆる「想定企業会計」など、一の会計を区分することはしません。

(2) 「他会計等からの繰入金」については、各会計の決算書を基に記入しています。（他会計からの繰入金のほか、基金及び財産区からの繰入金も含まれています。）

(3) 南砺市は一般会計、バス事業特別会計及び温泉事業特別会計が該当します。

○「２　公営企業会計等の財政状況」について

(1) 本表には、公営企業会計を含む公営事業会計に係る会計の財政状況について、算定様式及び公営企業決算統計を基に記入しています。

> **※「公営事業会計」とは**
>
> 公営企業会計、収益事業会計、公益質屋事業会計、国民健康保険事業会計（直診勘定に係る病床20床以上の病院で公営企業会計で取り扱われるものを除く）、老人保健医療事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計、公立大学附属病院事業会計、介護保険事業会計の総称。

(2) 備考欄に法適用企業と記載しているものは、地方公営企業法を適用している公営企業会計です。それ以外の会計については、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」と読み替えてください。

(3) 南砺市では４特別会計、６公営企業会計が公営事業会計に該当します。

○「３　関係する一部事務組合等の財政状況」について

(1) 本表には、南砺市が加入している全ての一部事務組合等の財政状況を記載しています。各一部事務組合等の構成団体は、下表の通りです。

(2) 一つの組合に複数の会計があり、公営企業会計に係るものとそれ以外のものがある場合には、会計ごとに数値を記入しています。

一部事務組合名	構成団体
砺波地方衛生施設組合	高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市
富山県市町村総合事務組合	富山市を除く14市町村、13一部事務組合 富山県後期高齢者医療広域連合
砺波広域圏事務組合	砺波市、南砺市
富山県市町村会館管理組合	全15市町村
砺波地方介護保険組合	砺波市、小矢部市、南砺市
富山県後期高齢者医療広域連合	全15市町村

○「４　地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況」について

当該団体が出資する商法法人、民法法人、地方三公社、地方独立行政法人のうち、以下の①又は②のいずれかの条件を充たす法人について、算定様式及び「第三セクター等の状況に関する調査」を基に数値を記入しています。

① 当該団体が（迂回出資分も含め）25%以上出資するもの
② 当該団体が財政支援（補助金、貸付金、損失補償、債務保証）を実施しているもの

○「５　充当可能基金等の状況」について

(1) 当該団体の充当可能基金については、算定様式の数値を基に記載しています。

(2) 本表は、充当可能基金を対象とするものであるため、充当可能基金に含まれない貸付金や不動産等の金額は含まれていません。

○「６　財政指標の状況」について

本表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率及び資金不足比率と、地方財政状況調査の結果を基に算出される財政力指数及び経常収支比率を記載しています。

(1)「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

ア.健全化判断比率

① 実質赤字比率

一般会計等に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

- ◆ 早期健全化基準 ⇒ 各団体の標準財政規模に応じて11.25～15.0%（南砺市は12.29%）
- ◆ 財政再生基準　 ⇒ 20.0%（市町村の場合）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

「早期健全化基準」

財政状況が悪化した状況において、このままの財政運営を続ければ相当に厳しい状況になるため自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべきとされる基準。健全化判断比率のいずれかがこの基準以上になると、財政健全化計画の策定等が義務付けられる。

「財政再生基準」

さらに財政が悪化し、自主的な財政の健全化が困難な状況において、国等の関与により確実に財政の再生を図るべきとされる基準。実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかがこの基準以上になると、財政再生計画の策定等が義務付けられる。計画は総務大臣に協議し同意を求めることができる。（総務大臣の同意がないと、一部を除き起債が制限される。）

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。

- ◆ 早期健全化基準 ⇒ 各団体の標準財政規模に応じて16.25～20.0%（南砺市は17.29%）
- ◆ 財政再生基準　 ⇒ 30.0%（H20、21年度は40.0%、H22年度は35.0%）（市町村の場合）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率。（過去３ヵ年平均）

- ◆ 早期健全化基準 ⇒ 25.0%
- ◆ 財政再生基準　 ⇒ 35.0%

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left(\begin{array}{c}\text{地方債の元利償還金}\\ \text{地方債の準元利償還金}\end{array}\right) - \left(\text{特定財源} + \begin{array}{c}\text{元利償還金・準元利償還金}\\ \text{に係る基準財政需要額算入額}\end{array}\right)}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

※　また、この数値が18%以上となると、地方債の協議制度のもとでも、起債にあたり許可を要する団体となるが、25%未満の団体については、公債費負担適正化計画の策定・実施を前提に、通常の協議団体と同様の基準で地方債が許可される。（25%以上の団体については、一般単独事業債等の一部の地方債が許可されない。）

④ 将来負担比率

公営企業、出資法人等を含めた一般会計等の実質的負債の標準財政規模に対する比率。

◆ 早期健全化基準 ⇒ 350.0%（市町村の場合）

◆ 財政再生基準　⇒ なし

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left(\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}\right)}{\text{標準財政規模} - \left(\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}\right)}$$

イ.資金不足比率

一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算定した額（資金の不足額）の当該会計における料金収入など主たる経営活動から生じる収益等に相当する額（事業の規模）に対する比率。

◆ 経営健全化基準 ⇒ 20.0%

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

「経営健全化基準」

健全化判断比率における早期健全化基準に相当するもので、基準以上となると経営健全化計画の策定等が義務付けられる。

(2) 財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指数。普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値。通常３ヵ年平均が用いられる。この指数が１に近い（あるいは１を超える）ほど財政に余裕があるとされている。（１を超えると普通交付税の不交付団体となる。）

(3) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標。経常一般財源（毎年度経常的に収入される一般財源。地方税、普通交付税等）に占める経常的経費（毎年度経常的に支出される経費。人件費、扶助費、公債費等）の割合。

一般的に、都市で75%、町村で70%が妥当と考えられている。また、都市で80%、町村で75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあるとされている。